

令和6年2月15日提案

令和6年第1回琴浦町議会臨時会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第1号	令和5年度琴浦町一般会計補正予算(第12号) ……………	別冊
議案第2号	和解及び損害賠償額の決定について ……………	2
議案第3号	和解及び損害賠償額の決定について ……………	3

議案第 2 号

和解及び損害賠償額の決定について

次のとおり、琴浦町の義務に属する損害賠償について和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

1 和解及び損害賠償の相手方

(甲) 大山国立公園協会 琴浦町支部 支部長 福本 まり子

2 和解の要旨

町は、甲に損害賠償金262,295円を支払うものとする。

3 本件の概要

(1) 発生年月日 令和3年2月3日から令和3年3月25日まで

(2) 状況

元職員が一般会計から負担すべき倒木処理等の支出を甲管理の大山国立公園協会琴浦町支部通帳会計から執行し、損害を生じさせたものである。

令和 6 年 2 月 1 5 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 3 号

和解及び損害賠償額の決定について

次のとおり、琴浦町の義務に属する損害賠償について和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

1 和解及び損害賠償の相手方

(甲) 21世紀やまごく村 代表 小椋 吉光

2 和解の要旨

町は、甲に損害賠償金163,305円を支払うものとする。

3 本件の概要

別紙のとおり

令和 6 年 2 月 1 5 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

別紙

(1) 発生期間 令和3年3月から令和5年1月まで

項目	船上山農産物加工施設に係る水道料金
損害賠償金	102,567円
状況	現在使用していない町管理の琴浦町船上山人材活用加工販売施設と共有の水道メーターにより料金算定を行っていた甲管理の船上山農産物加工施設について、町が適切な漏水対応を行わなかった結果、高額となった水道料金7か月分を甲が負担することとなり、甲に損害を生じさせたもの。
原因	琴浦町船上山人材活用加工販売施設における水道管破損に伴い発生した漏水について、元職員が対策処置を適切に講じなかったことに起因するもの。

(2) 発生期間 令和5年2月から令和5年3月まで

項目	船上山農産物加工施設に係る水道料金
損害賠償金	60,738円
状況	甲管理の船上山農産物加工施設専用の水道メーター設置工事を町が実施した際、元職員が誤って町名義で水道使用届を提出したため、甲が支払うべき水道料金を町が負担し、漏水に伴い高額となった町が支払うべき水道料金2か月分を甲に負担させ、甲に損害を生じさせたもの。
原因	琴浦町船上山人材活用加工販売施設における水道管破損に伴い発生した漏水について、元職員が対策処置を適切に講じなかったこと及び同職員による事務手続上の瑕疵に起因するもの。